



平成 24 年 6 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 御園座
代表者名 代表取締役社長 長谷川 栄胤
(コード番号：9664 名証第2部)
問合せ先 取締役総務人事部長 宮崎 敏明
(TEL：052-222-8201)

「債務超過に係る猶予期間入り」のお知らせ

当社は本日、有価証券報告書を提出し、平成 24 年 3 月期において債務超過の状況に陥ったことから、本日の株式会社名古屋証券取引所発表のとおり、「株券上場廃止基準」第 2 条第 1 項第 5 号（債務超過）に該当するため、猶予期間入りいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）

2. 債務超過に至った経緯

当社は、消費者ニーズの多様化、全体的な景気の低迷、制度的要因による一部大口需要の減少など、当社を取りまく事業環境の悪化を受け、コンテンツの多様化による幅広い顧客層の取り込みや、固定費の圧縮、経費の見直しなど、収益改善に向けた施策を進めてまいりました。しかし、当社の業績を抜本的に改善するには至らず、平成 24 年 3 月期まで 6 期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。この結果、当社は平成 24 年 3 月末において、338 百万円の債務超過となっております。

3. 連結財政状態について

株式会社名古屋証券取引所の「株券上場廃止基準」第 2 条第 1 項第 5 号（債務超過）の規定する「純資産の額」とは、「純資産の部の合計額＋特別法上の準備金等－（新株予約権＋少数株主持分）」であります。当社の平成 24 年 3 月末の純資産は△218 百万円ですが、少数株主持分が 119 百万円であることから、338 百万円の債務超過となっております。

4. 猶予期間

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

5. 今後の見通し

当社は、現在進行中の御園座会館の再開発に係る協議とあわせ、必要な施策を実施することにより、今期中の債務超過の解消を目指し最大限注力してまいります。

以上